

きずな



我孫子市少年センター便り 第174号

我孫子市少年指導員連絡協議会 会長 深津祥子
我孫子市少年センター センター長 齋藤絵里香

電話 7185-1367 FAX 7182-5867

青少年の健全育成に向けて 東京オリンピック・パラリンピックの開催

約1年半、新型コロナに関する報道が続いています。それに伴って、私たち大人は、不安になったり、心配になったりするようなニュースに気を奪われてしまいます。子どもたちも同じような状況なのだと感じています。

そのような中で、東京オリンピック・パラリンピックが開催されました。選手たちの活躍や試合後のインタビューは、見ている人の心に深い感動を与えたのではないのでしょうか。強い意志を持ち、目標に向かって一生懸命に努力することの大切さや、お互いを認め合い、仲間と協力することの大切さ。そして、障害を持つ人たちへの理解と多様性の尊重。このように、子どもたちが成長していくうえで、伝えたいメッセージがたくさん散りばめられていたのではないのでしょうか。

これからも、子どもたちが前を向き、健やかに成長していくよう、寄り添い、見守っていきたいと思います。

交通ルールを確認しましょう！ 自転車とスケボー・キックボード等について

自転車のルールについて

出典：千葉県警察 HP より抜粋

千葉県内の交通事故の件数は減少傾向にありますが、その中で自転車事故の割合は平成27年から上昇しています。また、令和2年度の死傷者数の約6割は24歳以下と65歳以上の高齢者が占めています。千葉県では、「ちばサイクルール」を制定し自転車安全利用のルールとして交通安全の啓発を行っています。



あなたとみんなの命を守る

ちばサイクルール (千葉県自転車安全利用ルール)

自転車に乗る前のルール

- ① 自転車保険に入ろう
- ② 点検整備をしよう
- ③ 反射材を付けよう
- ④ ヘルメットをかぶろう
- ⑤ 飲酒運転はやめよう

自転車に乗るときのルール

- ① 車道の左側を走ろう
- ② 歩いている人を優先しよう
- ③ ながら運転はやめよう
- ④ 交差点では安全確認しよう
- ⑤ 夕方からライトを付けよう

★☆☆我孫子警察署に聞きました☆☆★



交通課 内野警部補

自転車のルールを知り、守ることが大切です。まず、**自転車は「車両」であることを理解しましょう。**自動車と同様に、**“ながら運転”は非常に危険なのでやめましょう。**また、薄暮時（夕暮れ時）は**早めにライトを点灯しましょう。**何よりも大切なのは、**けがをしない、させない、自分の身を守る、周りの人を傷付けないこと**です。

（我孫子中区：小池）

スケボー・キックボード等について

出典：各都道府県警察 HP より抜粋

公園でスケボーに乗って遊んでいたりと、歩道をキックボードで移動したりしている子どもたちの姿をよく目にします。時々、「危ない！」と思うこともあります。子どもたちが、正しく乗ったり遊んだりするために、法律等を調べてみました。

Q スケボーやキックボードは、法律上自転車と同じ扱いになるの？

A スケボーやキックボードは、「遊具（**保安基準がない乗り物**）」であり、自転車のような「軽車両」には該当しないので、法律による細かい規定がありません。ただし、電動キックボード等は法律上、原動機付き自転車に該当します。（令和3年6月現在）

Q スケボーやキックボードで公道を走行することは法律上問題あるの？

A 「軽車両」には該当しないので、法律上明確な規定はありません。しかし、**交通の頻繁な道路での使用等、道路交通法で定められている禁止行為に該当するケースはあります。**その場合、罰金等の処罰が課せられます。

Q この写真で危険と考えられるのはどこですか？



（布佐中区：落合）

A

- ・ヘルメット等を着用していない。
- ・公道で使用しているため、歩行者や車と接触事故を起こす可能性がある。
- ・低い姿勢のため、車の運転手から見えにくい。
（過去に死亡事故、駐車車両への衝突等が起きています。）

編集後記

東京オリンピック・パラリンピックでの、選手や関係者の方々の姿は、私たちに感動とともに、前向きに頑張ることの大切さを教えてくれました。また、普段乗っている自転車等の交通ルールを改めて確認することが出来ました。私たち大人も、わかったつもりになっていることがあるかもしれません。交通安全はみんなの願いです。秋も深まるこの時期に、ご家族で話題にしてみたいかがでしょうか。

（湖北中区：本多）

* 「少年指導員のつぶやき」は次回掲載いたします。